


令和
2022年 6月 20日

松山市議会議長

渡部克彦様

議員名 梶原時義 

令和4年度（4・5月分）政務活動費収支報告について

松山市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和4年度（4・5月分）政務活動費収支報告書を提出します。

令和4年度(4・5月分)政務活動費収支報告書

議員 梶原時義

1. 収 入

政務活動費	204,000	円
利 息	0	円

2. 支 出

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費	4,600	情報公開請求手数料
研 修 費	1,000	松山市議会観光振興議員連盟会費(4月・5月分)
広 報 費	185,933	議会報告「やまがら」春号送料他
広 聴 費	0	
要請・陳情活動費	0	
会 議 費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	0	
人 件 費	0	
事務所費	70,000	事務所家賃
合 計	261,533	

3. 残 額 0 円

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

令和4年度(4・5月分) 科目別集計表

科目名		支出金額	備考	整理番号
調査研究費				
日付	内容			
5/18	情報公開請求手数料	4,600 円		1
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合計		4,600 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

令和4年度(4・5月分) 科目別集計表

科目名		支出金額	備考	整理番号
研修費				
日付	内容			
5/31	松山市議会観光振興議員連盟会費(4月・5月分)	1,000 円		2
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合計		1,000 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和4年5月31日	整理番号	2
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	松山市議会観光振興議員連盟会費(4月・5月分)		
金 額	1,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和4年4月26日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 書

令和4年4月26日

梶原時義様

下記の金額を領収いたしました。

金額 1,000円也

但し、令和4年度松山市議会観光振興議員連盟会費4・5月分として

松山市議会観光振興議員連盟
会長 若江 進

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成20年4月7日

改正 平成30年6月27日

(名 称)

第1条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
(平30本号中改正)
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第4条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第5条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 前年度の事業報告及び決算
- (2) 毎年度の事業計画及び予算
- (3) 規約の改正
- (4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項
- (5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付 則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

令和4年度(4・5月分) 科目別集計表

科目名				
広報費				
日付	内容	支出金額	備考	整理番号
4/21	議会報告「やまがら」春号送料	58,400 円		3
5/9	議会報告「やまがら」春号送料	45,033 円		4
4/21	議会報告「やまがら」春号作成料	82,500 円		5
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合計		185,933 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

支出伝票

債務確定日(※)	令和4年 4月 21日	整理番号	3	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	議会報告「やまがら」春号送料			
金 額	58,400	円	按分率	50 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和4年 4月 21日		

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 証

梶原ときよし事務所 様

No. _____

★

¥116,801

但

R4, 3月分DM配達料

R4年 4月 21日 上記正に領収いたしました

内 訳

振込

税抜金額

消費税額等(%)



有限会社タウンネット松山

〒791-2111 愛媛県伊予郡砥部町八幡116-1

TEL(089)997-7800

FAX(089)997-7080

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支出伝票

債務確定日(※)	令和4年 5月 9日	整理番号	4	
科 目	調査研究費	研修費	広報費	広聴費
	要請・陳情活動費	会議費	資料作成費	資料購入費
	人件費	事務所費		
使 途 及 び 内 容 等	議会報告「やまがら」春号送料			
金 額	45,033	円	按分率	50 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和4年 5月 9日		

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 証

梶原ときよし事務所様

No. _____

★

¥90,066

但

24,480円 配達料

24年 5月 9日 上記正に領収いたしました

内 訳

振込

税抜金額

消費税額等(%)




有限会社 タウンネット松山 ~~〒791-2111 愛媛県伊予郡松山市~~
〒791-2111 愛媛県伊予郡松山市
TEL (089) 997-7800
FAX (089) 997-7080

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和4年 4月 21日	整理番号	5	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	議会報告「やまがら」春号作成料			
金 額	82,500	円	按分率	50 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和4年 4月 21日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

790-0813 愛媛県松山市萱町2丁目1-2	領 収 証	No.11155 2022年 4月 21日									
梶原ときよし事務所	御 中	¥165,000-									
		内 消費税等 15,000-									
		但し、ご利用ありがとうございます。 上記の通り正に領収致しました。									
やまがら新聞 2022年春号 NO.46 15000枚	株式会社スイッチ										
<table border="1"><tr><td>内 訳</td><td>金 額</td></tr><tr><td>現金</td><td></td></tr><tr><td>小切手</td><td></td></tr><tr><td>振込</td><td>F165000-</td></tr></table>	内 訳	金 額	現金		小切手		振込	F165000-		<table border="1"><tr><td>係</td></tr></table>	係
内 訳	金 額										
現金											
小切手											
振込	F165000-										
係											
	790-0062 愛媛県松山市南江月2丁目9-17 せとかん TEL:089-995-8231 FAX:089-995-8232 担当者:										

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

令和4年度(4・5月分) 科目別集計表

科目名		支出金額	備考	整理番号
事務所費				
日付	内容			
5/31	事務所家賃(5.6月分)	70,000 円		6
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合計		70,000 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式4)

支 出 伝 票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和4年 5 月 31 日	整理番号	6	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	事務所家賃 (5月・6月分)			
金 額	70,000	円	年間の支出金額の合計を 記入してください。	
特 記 事 項				
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
5月分	4月 25日	50,000 円	70 %	35,000 円
6月分	5月 30日	50,000 円	70 %	35,000 円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円

(注) 継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注) 領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 証

No. _____

梶原とよし様

4年 4月 25日

★ 50,000-

但 5月分家賃

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)



コクヨ ウケ-78

領 収 証

No. _____

梶原とよし様

4年 5月 30日

★ 50,000-

但 6月分家賃

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)



コクヨ ウケ-78



建物賃貸借契約書(変更契約)

賃貸人 [REDACTED] と賃借人 梶原時義
との間に、次のとおり建物賃貸借契約を締結します。

第1条 賃貸人はその所有する次に表示の建物を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借することを約します。

建物の所在場所 松山市菅町2丁目1-2

鉄筋コンクリート造 葺 4 建 / 棟

床面積 / 階 部 43.4 平方メートル内 31m²

第2条 賃貸借の期間は 2011 年 10 月 1 日から 2012 年 9 月 31 日までの 1 年間とします。

第3条 賃料は1か月金 50,000 円也とし、賃借人は毎月 月末 日までに 翌 月分を賃貸人の住所に持参して支払うものとします。ただし、その賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の家賃との比較等により不相当となったときは、賃貸人は、契約期間中であつても、賃料の増額の請求をすることができません。(前契約に準ずる)

第4条 賃貸人は敷金として金 210,000 円也を賃借人から申し受けるものとします。

第5条 賃借人は、建物を 事務所 に使用するほか、他の用途に使用してはなりません。

第6条 賃借人は、次の場合には、事前に賃貸人の書面による承諾を受けなければなりません。

1. 建物の模様替えまたは造作その他の工作をするとき。
2. 賃借権の譲渡もしくは転貸またはこれらに準ずる行為をするとき。

第7条 賃借人が次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は、催告をしないで直ちに本契約を解除することができるものとします。

1. 2か月分以上賃料の支払いを怠ったとき。
2. 賃料の支払いをしつぱ遅延し、その遅延が本契約における賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
3. その他本契約に違反したとき。

- 第 8 条 建物の部分的な小修繕は、賃借人が費用を負担してみずから行なうものとします。
- 第 9 条 賃借人（その家族、使用人を含む）の責に帰すべき事由によって建物を破損または滅失したときは、賃借人はその損害を賠償するものとします。
- 第 10 条 賃貸人は建物に関する公租公課を負担し、賃借人は電気、水道、ガス等の使用料を負担します。
- 第 11 条 敷金には利息をつけないものとし、賃借人が賃料の支払いを怠ったとき、または第 9 条の損害賠償金額を支払わなかったときは、賃貸人は敷金をもってその弁済に充当することができるものとします。
- 第 12 条 賃貸人は、賃貸借契約が終了し、賃借人から建物の明渡しを受けたときは、その明渡しと同時に敷金を賃借人に返還しますが、延滞賃料または第 9 条の損害賠償金額があるときはこれらを差し引いてその残額を返還するものとします。
- 第 13 条 賃借人は、建物の明渡しに際し、自己の所有または保管する物件を全部収去し、もし賃貸人の承諾なしに造作加工したものがあればすべてこれを原状に復したうえで、賃貸人の立会を求め、本件建物の引渡しをするものとします。
- 第 14 条 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく賃借人の一切の債務について保証し、賃借人と連帯して履行の責を負うものとします。
- 第 15 条 この契約に関する紛争については、賃貸人の居住地の裁判所を第 1 審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意しました。
- 第 16 条 （特約事項）

上記のとおり契約が成立しましたので、本契約書
通を作成し、各自署名押印のうえ、各 1 通を所
持します。

2011 年 9 月 28 日

賃貸人 現住所
氏名



賃借人 現住所
氏名

松山市湯の山4丁目
梶原時義



連帯保証人 現住所
氏名

⑪